女 性 支 援

〔女性相談支援センター〕

〔配偶者暴力相談支援センター〕

()女性相談について

これまで、「売春防止法」に基づき婦人保護事業として女性支援が行われてきたが、様々な問題を抱える女性を支援するため、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6年4月1日に施行された。

それによって「婦人相談所」は「女性相談支援センター」に、「婦人相談員」は「女性相談支援員」に、「婦人保護施設」は「女性自立支援施設」に名称が変更になった。

「婦人保護事業」も「女性支援事業」として、様々な問題を抱える女性の支援を行っていく。

1 女性相談(女性支援事業)とは

(1)根拠法等

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年制定) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年制定) 人身取引対策行動計画(平成16年12月) 人身取引対策行動計画(2009・2014・ 2022)

ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定)

(2)女性支援事業の対象者の範囲

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活 又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性 を含む)

D V 被害者(配偶者からの暴力を受けた者)

*配偶者とは)事実婚や、生活の本拠を共にする交際相手も含む。 関係解消後も、引き続き暴力を受ける場合も含む。

*暴力とは)身体的暴力に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。

人身取引被害者

ストーカー被害者



2 女性相談の実施機関

(1) 女性相談支援センター(長崎こども・女性・障害者支援センター)

都道府県における女性支援事業の中枢機関として、保護を必要とする女性の早期 発見に努め、必要な相談、調査、判定、援助、一時保護及び啓発活動を行なう。

なお、五島、壱岐、対馬の各保健所には、女性相談支援センターの兼務職員が配置され、女性相談支援センター所長の判断により現地での女性相談に対応できるような体制となっている。

地域での施策では対応困難な相談や一時保護を必要とする相談については、関係機関と連携しながら問題解決に当たっている。

(2) 配偶者暴力相談支援センター

(長崎/佐世保こども・女性・障害者支援センター)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談対応、相談機関の紹介、医学的又は心理学的な指導、被害者及び同伴家族等の一時保護、各種制度の利用や保護命令、施設利用等に関する情報提供等の業務を行なう。

長崎県では平成 14 年度から旧婦人相談所(現長崎こども・女性・障害者支援センター)に、平成 19 年度から佐世保こども・女性・障害者支援センターに配偶者暴力相談支援センターとしての機能が指定された。

平成 23 年 4 月からは、長崎市と南島原市に配偶者暴力相談支援センターが設置されたため、県内の配偶者暴力相談支援センター設置数は 4 か所となった。

3 相談業務の内容

(1)電話相談

誰でも気軽に相談できるよう匿名性を尊重し、女性に関するあらゆる相談について、助言・情報提供、他機関紹介等を行う。

(2)来所相談

電話相談だけでは容易に解決できない複雑な相談や、一時保護を必要とする相談 等、より専門的な支援を必要とする相談に対応している。その他、必要性に応じ、 出張相談等に応じることもある。

4 相談支援の流れ

次のとおり、各関係機関と連携をとりながら、相談者を支援している。

支援を必要とする女性

相談機関

警察署

市町女性相談 担当課等

市県福祉事務所

携

男女共同参画 推進センター

社会福祉協議会

民間相談機関

他の相談機関

長崎こども・女性・障害者支援センター

〔女性相談支援センター(一時保護所)〕 〔配偶者暴力相談支援センター〕

佐世保こども・女性・障害者支援センター 〔配偶者暴力相談支援センター〕

長崎市配偶者暴力相談支援センター

南島原市配偶者暴力相談支援センター

関係機関

医療機関

裁判所

ハローワーク

法テラス

弁護士事務所

年金事務所

民生児童委員

NPO

他の関係機関

問題の整理

問題解決に必要な情報の提供

安全確保・法的手続き・生活の場の支援・経済的支援 子育て支援・就労支援等

他機関紹介

助言指導



解決に向けた行動

(自己決定)

(1)長崎モデル

「長崎モデル」とはDV被害者支援の充実のために、総合相談機関であるこども・女性・障害者支援センターの専門的相談支援と、DV被害者の同伴児童の学習面や情緒等への配慮、NPOとの協働事業等による本県独自の被害者の立場にたったきめ細かな支援対策をいう。(H17~訪問教育、H18~保育士配置、H21~退所者等就労支援、H22屋内体育館整備、H22~24光交付金活用による支援拡充)

1. 相談から自立までの切れ目のない支援

相談・保護の体制

- 〇長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センター等 における相談業務
- 〇一時保護、女性自立支援施設での自立支援
- ○配偶者暴力相談支援センターでのDV被害相談、 関係機関との連絡会議開催



ステップハウス・ シェルターの整備 と自立支援

- 〇一時保護所退所後、心身の回復を図るまで生活する ステップハウスの運営(委託)
- 〇入居者の同行支援、家事育児支援等
- 〇市町・裁判所・ハローワーク等への同行支援
- ○家庭訪問による生活訓練・家事育児支援
- 〇女性自立支援施設等退所者等の就労支援



自 立

一時保護所退所後、 1年以内での自立を目指す



地域における支援

- 〇市町の福祉サービス ONPO・ボランティアによる 被害者や子どもの居場所 づくりによる支援
- 〇自助グループ活動

2. DVを未然に防ぐための啓発と心理ケア

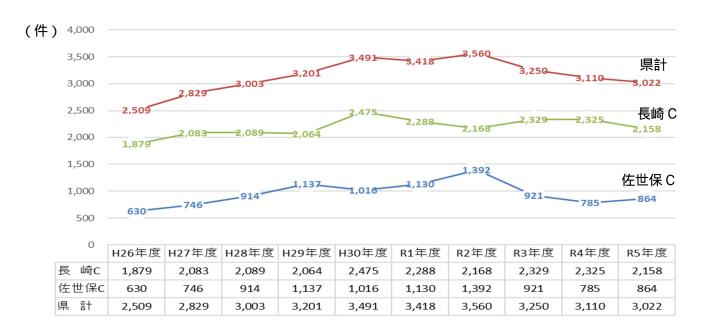
- 〇中学生、高校生や社会人を対象に親密な間柄の対等な人間関係の構築について 理解を深めてもらうため、DV予防教育を実施
- ODV家庭で育った子どもへの心理ケア

()相談事業の概要

1 相談件数等の推移

(1)相談件数の推移

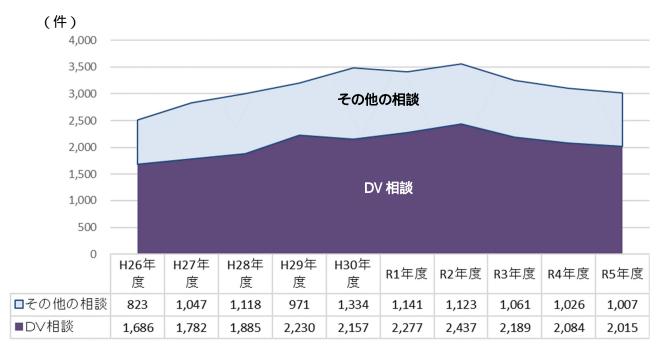
平成25年度以降、県全体の相談件数は増加傾向にあった。令和2年度をピークに、減少傾向にはあるが、引き続き3千件を超えた数で推移している。



(2) D V相談の推移

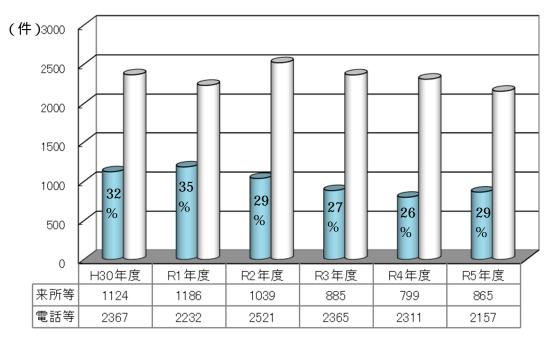
令和5年度のDV相談は前年度に続き減少しているが、全体の相談件数の66.7%にあたる2,015件がDVに関する相談となっており、割合的には近年ほぼ変わらない数値で推移している。

* D V 防止法上では、D V とは、パートナー(配偶者、内縁関係、同居している交際相手)や元パートナーから受ける暴力(身体的、精神的、性的、経済的暴力を含む)のこと。



(3)相談形態毎の推移

深刻な相談や複雑な相談についてはできるだけ来所相談を勧め、継続した支援に繋げることを 心がけている。これまで相談件数の約3割が来所等での相談となっていたが、新型コロナウイ ルスの影響もあってか、来所等での相談が減少傾向となっていたが、令和5年度から戻りつつ ある。



■ 来所等:来所、訪問、出張、同行支援

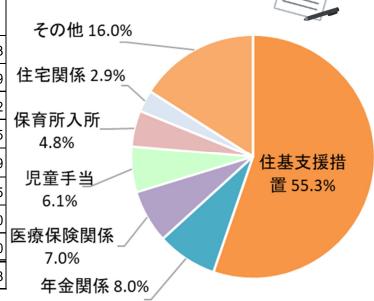
□ 電話等:電話、メール、FAX、手紙

(4)証明書交付

DV被害者から来所相談があった場合、各機関で被害者に係る情報を保護してもらうため、または自立支援に向けた手続きをするために、相談があった事実を証明する証明書を交付している。証明書は住民基本台帳の閲覧制限や、加害者の医療保険の扶養から外れるための手続き等、多くの被害者支援の根拠に用いられている。

発行目的	長崎C	佐世保C	県計
住基支援措置	136	37	173
児童手当関係	7	12	19
医療保険関係	18	4	22
年金関係	12	13	25
住宅関係	6	3	9
保育所入所	3	12	15
母子寡婦法	0	0	0
その他	37	13	50
計	219	94	313

令和5年度は313件の証明書を交付した。



2 相談の内訳

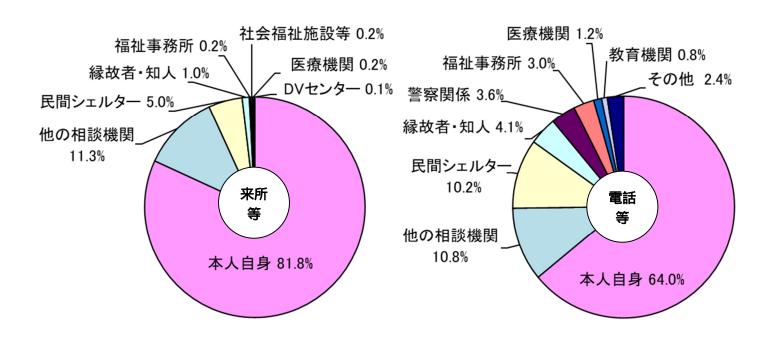
(1)相談経路(相談者)

家族、関係者から電話相談があった場合でも各種支援につなげるため、できるだけ本人自身からも電話や来所で相談してもらうよう勧めている。そのため、来所相談、電話相談ともに本人自身からの相談が大多数を占めている。

	糸	目炎圣各	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の女性相談支援センター	他の女性相談支援員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	民間シェ ルター	縁故者・知人	DVセンター	その他	計
+	長	崎C	553	0	0	0	0	0	0	1	68	1	2	35	8	1	0	669
来所等 相談	佐世	上保C	155	0	0	0	0	0	0	1	30	1	0	8	1	0	0	196
ТНИХ	県	計	708	0	0	0	0	0	0	2	98	2	2	43	9	1	0	865
	長	崎C	972	67	6	15	0	0	1	50	181	5	23	84	68	6	11	1,489
電話等	佐世	t保C	409	11	2	3	5	1	9	15	51	0	2	135	20	3	2	668
	県	計	1,381	78	8	18	5	1	10	65	232	5	25	219	88	9	13	2,157

^{*}来所等相談には、訪問、出張、同行支援を含む

^{*}電話等相談には、メール、FAX、手紙を含む

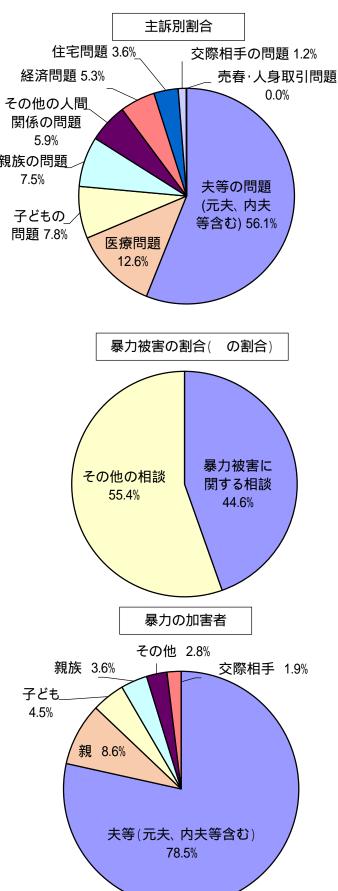


(2)主訴

主訴の56.1%が夫等(元夫、内夫、同棲の交際相手等含む)との各種問題、44.6%が様々な相手からの暴力被害に関する相談であった。暴力は、78.5%が夫等パートナーからの暴力であり、暴力被害の相談から離婚問題に進むことが多い。

「夫等からの暴力」に、妻からの暴力被害者からの来所相談 12件、電話相談 15件を含む。

		→ ± ⊆	内	訳	^ ±L
		主訴	来所等	電話等	合計
		夫等からの暴力	337	720	1,057
	+ #	酒乱・薬物中毒	0	0	0
	夫等	離婚問題	188	256	444
		その他	52	141	193
		夫等の問題	577	1,117	1,694
		子どもからの暴力	17	44	61
	子ども	養育困難	0	2	2
		その他	65	107	172
	-	子どもの問題	82	153	235
		親からの暴力	30	86	116
	親族	親族からの暴力	13	36	49
人		その他	18	45	63
間関		親族の問題	61	167	228
係		交際相手からの暴力	10	16	26
	交際相手	同性の交際相手からの暴力	0	0	0
		その他	2	9	11
	交	際相手の問題	12	25	37
	その他の者	がらの暴力	6	32	38
	男女問題		1	15	16
	不純異性交	 Σ遊	0	0	0
	ストーカー	 - 被害	2	11	13
	家庭不和		4	23	27
	ヒモ・暴力		0	0	0
	その他		10	73	83
	その他	の人間関係の問題	23	154	177
住	住宅問題		33	63	96
宅	帰住先を		3	11	14
関係) II II I	住宅問題	36	74	110
ɪ亦	生活困窮	II 01-32E	14	36	50
経	借金・サラ		3	11	14
済	求職	ш.	3	11	14
関係	その他		20	61	81
1/2/	C 49 12	経済問題	40	119	159
	病気	WE 7/11-5 KE	4	27	31
医	精神的問題	<u> </u>	28	310	338
療	妊娠・出産		1	5	6
関係	その他	-	1	5	6
IO)	2 07 15	医療問題	34	347	381
	= = 12: 1. 2:	·第5条違反	0	0	0
売	一定をいってき	1/2/17/4/18	1 0	U	U
売 春			^	4	4
春 ・ 人	売春強要		0	1	1
春 ·	売春強要 人身取引	・人身取引問題 ・	0 0	1 0	1 0



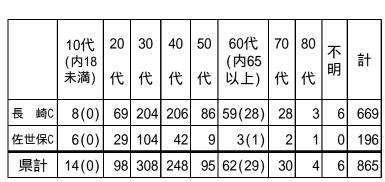
(3)相談者の居所別

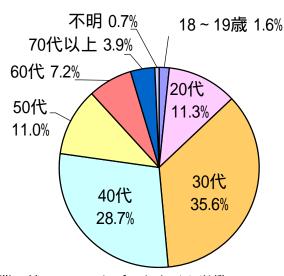
	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	長与町	時津町	東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町	新上五島町	県外	不明	計
長崎C	1,246	57	87	171	87	13	6	1	1	30	16	44	11	91	135	2	0	2	0	1	21	74	62	2,158
佐世保C	6	559	0	0	0	39	29	0	6	1	5	1	19	0	0	13	11	28	1	79	0	38	29	864
県計	1,252	616	87	171	87	52	35	1	7	31	21	45	30	91	135	15	11	30	1	80	21	112	91	3,022

(4)来所等相談者の詳細

年齢層

幅広い年代から相談を受けているが、20代、30代、40代からの子育て世代の相談数が75.6%を占めている。長年、深刻なDV被害を受け続けてきた60代、70代以上からの相談もある。



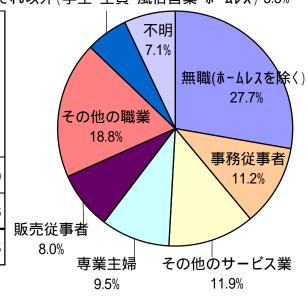


職業

無職(ホームレスを除く)と専業主婦で37.2%を占めている。職業に就いていてもパートタイム労働であることが多く、自立を考えるにあたり経済的問題が障害であると考えている方が多い。

それ以外(学生・工員・風俗営業・ホームレス) 5.8%

					サート	ごス業	7		無	職			
		事務従事者	販売従事者	工員	風俗営業関係	その他	その他の職業	専業主婦	ホームレス	その他	学生	不明	計
長	崎C	85	60	16	2	64	132	50	0	203	11	46	669
佐t	世保C	12	9	20	0	39	31	32	0	37	1	15	196
県	計	97	69	36	2	103	163	82	0	240	12	61	865

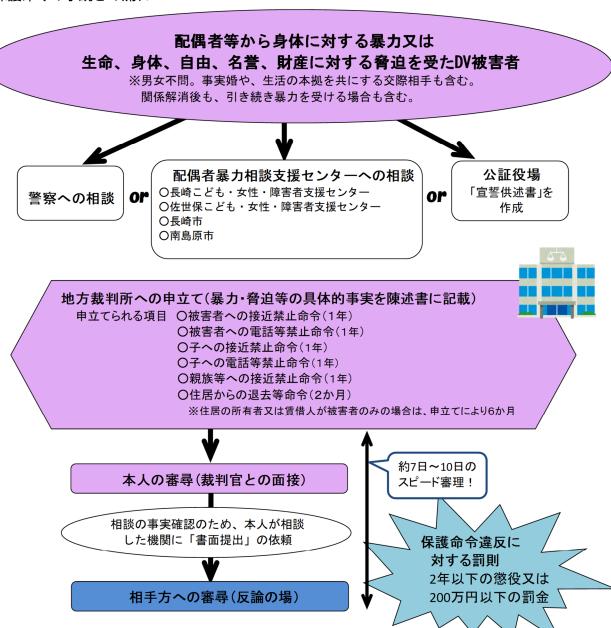


3 保護命令取扱い件数の推移

DV防止法第10条で規定されている、身体的暴力や生命等に対する脅迫等を受けた被害者を保護するための「保護命令」の対象になりうる方に、申立書の作成支援と地方裁判所への書面提出を行っている。

内	容		申立	書作成	支援		地	方裁判	所への	書面提	出
年	度	H31	R2	R3	R4	R5	H31	R2	R3	R4	R5
長	崎C	26	38	16	20	15	2	2	1	0	0
佐世	上保C	5	5	9	2	2	1	0	0	1	2
県	計	31	43	25	22	17	3	2	1	1	2

保護命令の手続きの流れ



「暴力・脅迫の事実」と「今後の危険性」が確認されると、 その場で保護命令が発令される!

4 事業

(1)弁護士相談事業

後述「 一時保護 5法律相談」に計上

(2)民間支援団体との協働事業

平成 21 年度から民間支援団体 (NPO 法人)と協働することで、DV被害者の自立へ向けきめ細かな支援を行うとともに、被害者の心身の回復への支援を行っている。令和 5 年度はNPO 法人との連携会議を長崎地区 23 回 (194 ケース) 佐世保地区 12 回 (107 ケース) 行った。

5 研修会の開催・講師派遣等

(1)研修会(主催)

名 称	月日	研修内容
婦人相談員等(女性相談担当 職員)研修会	7月19日	「DV で避難しない配偶者と子どもについて」
保護命令申立書作成支援 勉強会	9月28日	保護命令申立書の作成支援について

(2)連携会議(主催)

名 称	月日	参加機関
第1回配偶者暴力相談支援 センターネットワーク会議	6月5日	配偶者暴力相談支援センター4 機関 男女共同参画推進担当 4 機関、長崎県
県北地区女性相談関係機関 意見交換会	9月1日	警察・市町・民間団体・民間シェルター・県関係機関・両センター・長崎県 計 32 機関
県南地区女性相談関係機関意 見交換会	9月28日	配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画推進 担当、警察、司法関係、民間団体、民間シェルター、福 祉事務所、保健所、長崎県 計36機関

(3)講師等派遣

名 称	月日	主催	派遣職員
「人身安全関連事案対策専科」研修	8月25日	長崎県警察本部 生活安全部 人身安全対策課	長崎センター課長
「被害者支援員養成講座(第21期)」	10月14日	公益社団法人 長崎犯罪被害者 支援センター	長崎センター係長
長崎市東部地区主任児童委員研修会	10月18日	長崎市民生委員 児童委員 東部地区主任児童委員	長崎センター課長



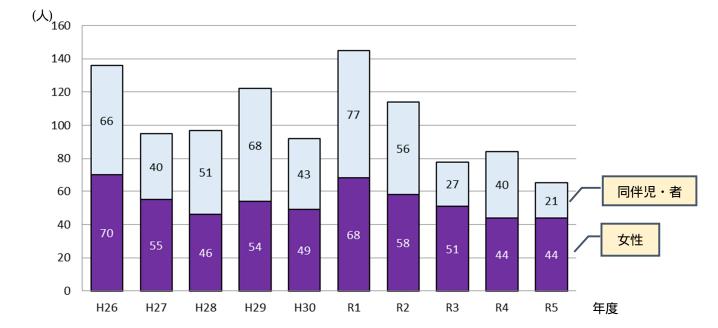
() 一時保護

「暴力から逃れる必要がある」「帰住先がない」など、電話や来所による助言指導だけでは解決が困難な問題で、緊急に保護することが必要と認められた場合、本人の意向に基づき、援助の施策が決定するまでの間、一時保護を行っている。

1 一時保護の推移

(1)入所者数

平成 24 年度には 103 名の女性を一時保護したが、それをピークに近年は 50 名前後の保護となっている。令和 5 年度は、女性 44 名、同伴児・者(女性が同伴した家族) 21 名と合わせて 65 名の保護を行った。



(2)一時保護の詳細

令和 5 年度は、平均保護期間が 10.6 日、保護期間最長が 36 日と短期間で次の生活に繋げることができた。 *()はDV被害者数を再掲

				()	1GD V IX II	_ /# · _ · 5 · 5
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
女性	実人員	68(44)	58(37)	51(26)	44(28)	44(28)
X 1±	延べ日数	1033	760	511	634	466
回伴旧. 孝	実人員	77(67)	56(48)	27(15)	40(29)	21(18)
同伴児·者	延べ日数	1448	767	330	532	294
스 =1	実人員	145(111)	114(85)	78(41)	84(57)	65(46)
合 計	延べ日数	2,481	1,527	841	1,166	760
平均保護	女 性	15.2	13.1	10.0	14.4	10.6
期間	同伴児·者	18.8	13.7	12.2	13.3	14.0
1日平均	女 性	2.8	2.1	1.4	1.7	1.3
保護者数	同伴児·者	4	2.1	0.9	1.5	0.8
保護期間	女 性	63	44	39	59	36
最長	同伴児·者	62	44	39	39	36
次年度へ	女 性	1	4	1	1	0
継続	同伴児·者	4	7	0	0	0

2 昨年度の状況

(1)相談経路・主訴

一時保護となった44名の内、警察を通じて入所するケースが28件と半数以上を占めた。

また、64%にあたる28名がパートナー(夫や同棲の交際相手)からの暴力であるDVを受けており、それ以外の者からの暴力被害も含めると、42名96%が暴力から身を守るための一時保護だった。さらに、57%にあたる25件が、夜間・閉庁日の時間外入所となる緊急対応となっている。

相談経路	DV	その他	総計
警察関係	19	9	28
本人自身	5	2	7
福祉事務所	1	3	4
他の相談機関	2	0	2
縁故関係·知人	1	1	2
法務関係		1	1
総計	28	16	44

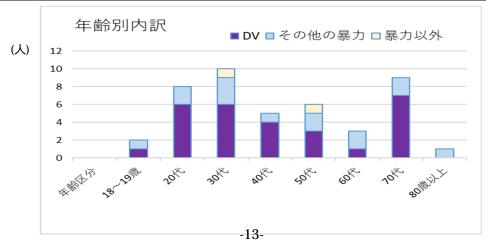
		主 訴	件	数			
	DV	夫等からの暴力	26				
	同居の交際相手からの暴力	2					
暴	紁	際相手からの暴力	2				
力被	親	からの暴力	3	42			
害	子	3					
	親	族からの暴力	4				
	そ	の他の者からの暴力	2				
その	他の	親族の問題		1			
家庭	家庭不和 1						
		総 計	4	4			

^{*}DVは「夫、元夫、内夫、元内夫、同居の交際相手、元同居の交際相手から暴力を受けた者」を挙げている。

(2)年齢別

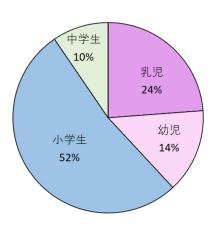
20代~30代が18名と全体の41%となっているが、その中でもDVを主訴に避難した女性については、67%を占めている。また、70歳以上は全体の20%を占め、その内訳もDVによるものが78%であり、その他も子どもからや親族から等、全て暴力を理由とする避難であった。

	主となる主訴	総計	18~19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
DV	夫等からの暴力	26		6	5	4	3	1	7	
υv	同居の交際相手からの暴力	2	1		1					
その	親からの暴力	3	1	1	1					
他	親族からの暴力	4		1		1	1		1	
の暴	子どもからの暴力	3						2	1	
カ	交際相手からの暴力	2			2					
被 害	その他の者からの暴力	2					1			1
そ	の他の親族の問題	1					1			
家	[庭不和	1			1					
	総 計	44	2	8	10	5	6	3	9	1



(3)同伴児・者

一時保護した女性の30%に同伴児・者がおり、その内、DV被害者については85%と家族を同伴する割合が高かった。一時保護した同伴児・者数は21名で、その内、小学生が52%を占めていた。1月以上の長期の保護になったケースが4名だった。



同伴児·者詳細 人		人数	入所期間(日)					
Įc	四十元 有秆細		1~5	6~10	11 ~ 15	16 ~ 20	21-30	31以上
	乳児	5	4				1	
D	幼児	2	1				1	
٧	小学生	10	1	1	4			4
被	中学生	1	1					
害者	義務教育終了	0						
白	18歳以上	0						
	小計	18	7	1	4	0	2	4
	乳児	0						
	幼児	1	1					
そ	小学生	1	1					
の	中学生	1	1					
他	義務教育終了	0						
	18歳以上	0						
	小計	3	3	0	0	0	0	0
	総計	21	10	1	4	0	2	4

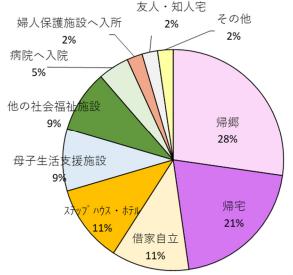
(4)処理別(退所理由)

処理別(退所理由)	DV	その他	総計
帰郷(実家、生家、親族宅等へ)	9	3	12
帰宅(直近の住居へ)	5	4	9
自立(アル゚ート等への入居)	3	2	5
自費で利用できるステップハウス等(ホテル等)	4	1	5
母子生活支援施設入所	4		4
他の社会福祉施設へ入所		4	4
病院へ入院	2		2
婦人保護施設へ入所		1	1
友人宅·知人宅	1		1
その他		1	1
総計	28	16	44

(5)出身地

出身地	人数
長崎市	19
佐世保市	6
諫早市	5
時津町	4
西海市	3
大村市	2
その他県内市町	2
県外	3
総 計	44

長崎市出身者が 43%を占めている。また、県外出身者が長崎に来てから保護を求めたケースが3件あった。



「実家や親族を頼って退所となる者」が 28%、「直近の住居へ戻る者」が 21%で約半数を占めた。その他「アパート等を借りて自立する者」「自費で利用できるステップハウス・ホテル等の利用」がそれぞれ 11%で、「母子生活支援施設」や「他の社会福祉施設」へ移った方はそれぞれ 9%いた。

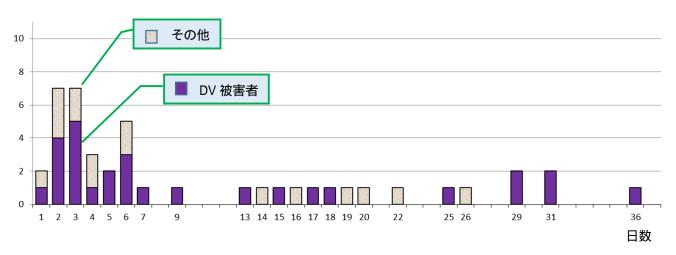
また、新生活を始めるために資金がなく、 入所中に生活保護の申請をしたケースが4件 だった。

(6)滞在日数

令和 5 年度の平均保護期間は 10.6 日だった。5 日以内で退所したケースが 21 名と多く、直近の住居への帰宅が 8 名、実家等への退所が 7 名、ホテルやステップハウスへの退所、社会福祉施設等、病院へ移った者がそれぞれ 2 名となっている。

長期間の入所となったケースは、県外の母子生活支援施設への入所を希望したケースであり、 施設との調整に時間を要したもの。

実員(人)



3 入所中の対応

入所期間中は、安全を確保し、心身の休養と安定を図るとともに、さまざまな社会資源に関する情報を提供するなど、入所者の自立更生に向けた支援、行動観察、生活指導及び、入所者の生活向上のための講習会開催等を行っている。

(1)心理判定

暴力被害を受け続けることで、心身に対して大きなダメージを受けている入所者が多い。 そのため、必要に応じ福祉施策や治療に繋げることを目的に、心理判定員により各種検査、心 理面接を実施している。令和5年度は性格検査・知能検査等の心理検査を12件、心理面接を延 べ152回実施した。

内 容	対象	延べ数	計
性格検査・知能検査	女 性	10	12
注俗铁县 知能铁县	同伴児	2	12
心理面接	女 性	118	152
心连岨按	同伴児	34	152



(2)精神科相談

心理的・医学的なケアを要するケースが多いため、外来の相談者とともに一時保護の入所者も対象とした精神科医の嘱託医による相談を月2回行っている。入所期間には強い不安や不眠を訴えるケースが多い。受診の結果「要受診」となった者が9名だった。

	** - 11 m **	
対象	診察の結果等	実人数
	要受診	9
女性本人	要経過観察	2
	医学的不介入	20
	6	
	計	37



(3)服薬管理

安全に生活してもらうため、安定剤等の服薬が必要な場合は、確実に服薬できるよう職員が服薬管理を行っている。

令和5年度は11名、25%の入所者について服薬管理を行った。



(4)法律相談(外来相談も含む)

今後のことを考えるためには、正確な情報を得る必要がある。そのため、弁護士による法律相談を行っている。相談は月に1回の直接相談とともに、FAXで回答を求める FAX 相談を行っている。相談者の59%が離婚に関する問題を相談している。

なお、佐世保センターでも法律相談を実施しており、令和5年度は5件の相談を受けている。

	一時保護者	来所者	職員	計
直接相談	6	38	1	45
FAX相談	4	16	1	21
計	10	54	2	66



(5)ハローワークとの一体事業

避難したことで退職を余儀なくされたり、新生活のために就職を急ぐケースが多い。そのため、平成24年度からハローワークとの一体事業で個別相談や講座を開催してもらい、雇用保険や求人情報等、幅広く情報を提供してもらっている。

	開催回数	延べ人員
個別相談	11	11
講座	2	8

(6)同伴児への対応

青いノート



DVに巻き込まれ、気持ちの整理もつかないまま避難を強いられた同伴児童への支援として、一時保護所の目的の説明や暴力についての心理教育を行うために作成された「青いノート」を活用している。学齢児以上を対象とし、令和5年度は9名に実施した。

訪問教育

一時保護している同伴児童の教育を保障するため、県教委・ 市教委との連携により、平成 17 年度から専任の教諭が派遣さ れている。平成20年度からは専用の学習室、平成22年11月 には屋内運動施設も完成し体育の授業も可能になった。

今和5年度は平日3時限の授業を46日実施し、延べ96名の 児童が参加した。

子ども自身の学校復帰への不安感の軽減が得られるととも に、保護者も、子どもを巻き添えにしたことの罪悪感から解放 されるなど、訪問教育の果たす役割は大きい。

				0.0
	学年	実人員		
	1年	1		
	2年	1		
小学	3年	2	8	授業日数
	4年	0	0	46日
	5年	4		延べ
	6年	0		96名参加
中学	1年	0		
	2年	0	0	
,	3年	0		

あれこれ会

(DV被害を受けた母子への同時並行心理教育プログラム『コンカレント・プログラム』の活用) 児童の自尊心の低下、感情表出の不得手、暴力的傾向の改善が目的に、平成26年度より、 『あれこれ会』と称し『コンカレント・プログラム』の一部を心理判定員が行っている。 令和5年度は、9名の同伴児に延べ18回のプログラムを実施した。

家庭内での暴力について安心して話せる場をもうけることで、暴力についての誤った認識を

変えるとともに、感情を吐露できる場となっていた。特に、個別では語れなかった子どもが、 本プログラムの中では安心して発言できるようになっていった。

(7)所内研修

一時保護入所者の心理的安定や生活力向上を図るため、入所者の状況に応じて研修を実施。 令和5年度は、緊急時迅速に対応するために消防署救急隊員を講師に招き心肺蘇生法やAEDの 使い方を学ぶ研修会を開催した。

名 称	参加者
人命救助研修会	10名

(8)長崎県DV被害者等自立支援事業

一時保護所退所後も、心身を癒すとともに、新生活の手続き等の同行等で自立への支援を図る ため、各種手続きの同行支援等を民間団体に業務委託している。

令和5年度は1名が退所後継続して支援を受けた。

4 女性自立支援施設(旧婦人保護施設)への措置業務

長期にわたる更生指導・支援が必要な女性を、自力で社会生活が営めるまでの間、女性自立支 援施設に措置している。令和5年度は女性1名の措置を行った。